

# EU、米国、中国、アジア諸国、日本における個人情報保護法制の最新動向を踏まえた GDPR等、個人データの海外移転をめぐる実務対応Q&A

～十分性認定決定後の日本企業の対応他、GDPRの実務運用スタート後に顕在化してきた“よくある質問”を中心に～

●日時● 2019年2月28日(木) 13:00～17:00

●会場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【略歴】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかり易い講義に定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2016年情報管理部門において、企業が選ぶランキング2位。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約30万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典」(商事法務)、「個人情報保護法と企業法務」(清文社)等、著書・論文多数。

## ◆ 開催にあたって

2018年5月25日に施行されたEUの一般データ保護規則(GDPR)への対応は、各社において相当程度進まれていると思いますが、いざ実務運用がスタートしてみると、想定外の問題や疑問点、判断に迷う点が顕在化してきたという声も多く聞かれます。また、企業が個人データをグローバルに移転・共有していくためには、GDPRの遵守のみならず、米国、中国、アジア諸国における個人情報保護法制の動向や、日本法における取扱いへの十分な理解も必要です。

本セミナーでは、世界各国の法制の動向と留意点を踏まえた上で、「EUと日本との間のデータ移転」「GDPRの域外適用を受ける場合の対応」「米国およびアジア諸国と日本との間のデータ移転」の実務に関する“よくある質問”への対応のポイントについて、豊富な資料(各種規程や覚書のサンプル等)も交えながらQ&A形式で解説します。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	36,720円	本体価格 34,000円

●正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

●最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。

●FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2MF P R 麹町ビル2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

\*セミナーの最新情報もご覧いただけます。

182065-0503(※)		2019.02.28	
GDPR等、個人データの海外移転をめぐる実務対応Q&A			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

EU、米国、中国、アジア諸国、日本における個人情報保護法制の最新動向を踏まえた

# GDPR等、個人データの海外移転をめぐる実務対応Q & A

～十分性認定決定後の日本企業の対応他、GDPRの実務運用スタート後に顕在化してきた“よくある質問”を中心に～

## ● プログラム ●

■講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

13:00

### 1. 各国の個人情報保護法制の最新動向と対応のポイント

#### (1) EUの一般データ保護規制 (GDPR)

- ・日本企業にGDPRの適用がある場合とは (適用ルールとケーススタディ、域外適用がある場合の実務的影響、他)
- ・日本企業が順守すべきこと (個人データの処理が適法となるための条件、管理者が負うべき義務、他)
- ・EU域外 (日本) へデータ移転の対応 (一般原則と域外移転が認められる例外、十分性認定を踏まえた対応、他)
- ・GDPRを具体化し補完する特別法「ePrivacy規則 (Cookie規則) 案」の動向

#### (2) 日本の改正個人情報保護法

- ・海外の現地法人に対し、日本法の域外適用があるケース
- ・外国にある第三者への提供の制限 (改正法24条) への対応 (本人の同意、契約書・覚書等、国際的な認定、他)

#### (3) 米国のプライバシー保護法制

- ・FTC (連邦取引委員会) によるエンフォースメント
- ・「2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法」(2020年1月施行予定) の概要 (適用範囲/個人情報収集時の開示義務/個人データの販売・開示に関する規制、他)
- ・加州法の施行阻止に向けた「連邦法」制定への急速な動き

#### (4) アジア諸国のプライバシー保護法制

- ・中国の「インターネット安全法 (2017年6月1日施行)」、「個人情報と重要データの国外移転の安全評価管理弁法」 (現地法人をもつ日本企業が留意すべきポイント: 本人同意の原則、第三者提供についての本人同意、国内保存義務)
- ・ベトナムのサイバーセキュリティ法 / 韓国の個人情報保護法 / 台湾の個人データ保護法
- ・シンガポールの個人情報保護法 / 香港の個人データ条例 / マレーシアの個人情報保護法
- ・インドネシアの個人データ収集・移転の規制 / タイの個人情報保護の法制度

### 2. 個人データの海外移転をめぐる日本企業の実務対応Q & A

～GDPRの実務運用スタート後に顕在化してきた“よくある質問”を中心に～

#### (1) EUと日本との間のデータ移転① (EU → 日本)

- ・個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」への対応として何をすべきか (十分性認定決定後の日本企業の対応とは)
- ・EU現地法人を持つ日本企業が、EU域内での見本市にグループとして出展し、名刺交換をした相手に帰国後メールで商品案内をする場合、個人データの処理と域外移転の同意は必要か。また、日本企業がデータ主体から直接収集している場合、域外適用と域外移転の問題をどう捉えるべきか
- ・EU現地法人と日本の親会社が、EU出向者・現地従業員や取引先の情報を共有している場合の留意点とは
- ・EU現地法人と日本の親会社が、日本のITベンダのサービスを利用してデータを共有している場合の留意点とは
- ・日本のサービス提供会社が、EUの取引先から見た時に処理者に当たる場合の留意点とは
- ・EUを含む世界各国の現地法人が、日本の親会社を通じて、出向者・現地従業員や、取引先の情報を共有している場合の留意点とは (日本から第三国に再移転する場合)

#### (2) EUと日本との間のデータ移転② (日本 → EU)

- ・外国にあるグループ会社について、日本国内にある会社のプライバシーポリシーに共同利用の記載があれば、国内外のグループ企業間で行われる個人情報の授受は「外国にある第三者への提供」にはあたらないのか
- ・日本で行われた見本市でEU居住者と名刺交換した場合、GDPRの適用はあるのか

#### (3) GDPRの域外適用を受ける場合の対応

- ・13条・14条の情報をどのように「提供」(provide) すればよいのか (プライバシーポリシーの改定)
- ・EU域内で設立されていない管理者・処理者であって、域外適用がある場合 (3条2項の適用がある場合) の代理人選任義務における留意点とは (代理人の選任の可否)
- ・データ処理の安全性≒安全管理措置に有効な5つのステップとは (「適切な技術的及び組織的施策」の実務)
- ・「ePrivacy規則案」から読み解く、Cookieの取扱いとは
- ・Google AnalyticsとGDPR
- ・処理活動の記録≒「台帳」の整備はどのように行うか
- ・従業員情報を同意なしでどの範囲まで利用できるか。また、日本への移転に際し本人の同意はとるべきか

#### (4) 米国と日本との間のデータ移転

- ・EU現地法人と日本の親会社が、米国のクラウドサーバを利用してデータを共有している場合の留意点とは
- ・日本のサービス提供会社が、米国会社からの再処理者に当たる場合の留意点とは
- ・米国でEU域内のデータ主体と名刺交換後、日本法人からEU域内の取引先にメールで連絡を取る場合の留意点とは

#### (5) アジア諸国と日本との間のデータ移転

- ・EUと米国・アジア・日本で、取引先の情報を直接やりとりする場合 (グループ内SSC) の留意点とは
- ・グループ内の一括SSCの作成方法とは (前文への記載内容、契約書全体の構造、グループ会社の増加への対応、他)

17:00